

Title	矢内原忠雄と日本帝国主義研究
Sub Title	Tadao Yanaihara and his study on imperialism
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1982
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.75, No.2 (1982. 4) ,p.153(35)- 169(51)
JaLC DOI	10.14991/001.19820401-0035
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19820401-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

矢内原忠雄と日本帝国主義研究

飯 田 鼎

- (1) はしがき
- (2) 植民政策論における古典派経済学とマルクス主義
- (3) 植民政策論の体系とその展開過程
- (4) 日本帝国主義の批判——『帝国主義下の台湾』を通じて

(1)

経済学研究において、帝国主義が重要なテーマとして意識されたのは、いうまでもなく19世紀末から20世紀初頭にかけてであって、それはまさに、イギリス、ドイツおよびフランスを先頭とするヨーロッパ先進資本主義諸国の植民地獲得、世界再分割競争が、独占資本主義の成立を背景に国家的な政策として顕著な現象として現われつつあった時期と一致する。そのもっとも代表的な研究が、⁽¹⁾1902年に出版されたホブソンの『帝国主義論』であった。しかしこのホブソンの研究に先立つこと

注(1) 幸徳秋水の『帝国主義』を別とすれば、学界に帝国主義についての科学的概念を付与したのは、ホブソンであったことは間違いない。ホブソンとレーニン、ヒルファースティングおよびカウツキー、あるいはオーストロ・マルクス主義との関係については、しばしば論究の対象となり、今日もなお魅力ある研究テーマである。なおこの点については、相田慎一・飯田裕康氏稿「帝国主義論研究の現状—カウツキーおよびヒルファースティングを中心に」、(『経済学史学会年報』第18号、1980年10月—経済学史学会編)が研究動向の紹介とともにきわめて示唆的な問題提起を行っている。ここで、矢内原の研究を窺う上で重要と思われる点について、このほかに、その周辺の事情についてふれておこう。

矢内原は、ホブソンの立場をフェビアン主義と同一視する傾向がみられる。「ホブソンの帝国主義批判の立場は、一口に言えばフェビアン社会主義である」(ホブソン『帝国主義論』、上巻、矢内原忠雄訳、4頁、訳者序)。なおこの点は、邦訳、下巻付録の「ホブソン小伝」においてはやや修正され、Harold Laski, Thorstein Veblen および Herbert Spencer の影響についてふれられている。筆者は、Spencerの理論的あるいは社会学的影響が大きいと思うし、またマルクス経済学の理論的感化をうけた結果、Webb 夫妻等を中心とするフェビアン社会主義とは、必ずしも親和関係にあったといえない。もちろん理論的影響をうけたことは考えられるけれども、彼の思想の骨格を形づくるものは、急進的自由主義であり、その上に立つ社会改良主義であろう。ウェッブ夫妻は、Baldwin との親密な関係にあり、ボア戦争にたいしても積極的な帝国主義批判の立場に立つことはできなかった。従って、彼の立場を、フェビアン社会主義であると速断することは危険である。ホブソンは、帝国主義批判の観点から、第1次大戦中も「民主的統制」運動を通じて戦争政策を批判(これについては、Marvin Swartz, *The Union of Democratic Control in British Politics during the First World War*, Oxford, 1971, p. 47ff.)した。この点からすれば、ホブソン研究は社会帝国主義にたいする有力な批判者としての観点から、あらためて考察の対象となるであろう。何故なら、フェビアン主義者ウェッブ夫妻には、ボア戦争をはじめ、第1次大戦にたいする態度についても、オーストリアの社会民主主義者Karl Rennerのいわゆる「社会帝国主義」(Sozial-Imperialismus)として批判されるべき理由があったからである。しかしこの点は、矢内原によって十分に意識されていない。なお、Hobson とその社会帝国主義批判、とりわけ Joseph Chamberlain の社会帝国主義批判については、Bernard Semmel, *Imperialism and Social Reform*, English Social-Imperial

1年、幸徳秋水は、『廿世紀之怪物 帝国主義』を世に問い、軍国主義に反対し、帝国主義に痛烈な批判を加えた。もちろん、幸徳の帝国主義をホブソンのそれと比較してその関係を論ずることも興味ある問題であるが、ここでの課題ではない。注目すべきことは、わが国における帝国主義研究史上特筆すべきこの著作の序文に、内村鑑三が、『『帝国主義』に序す』と題し序文をよせていることである。⁽²⁾

幸徳は当時すでに社会主義思想に深い認識をもち、終生の同志堺利彦(枯川)、後に日本におけるキリスト教の布教に決定的な影響を及ぼした内村鑑三等とともに、『萬朝報』紙において論説を担当しながら「理想團」を結成し、次第に強化されつつあった専制的官僚制を批判し、またこれと結びついて、人民主権の理念を抛棄した自由党や改進黨を批判した。内村は、当時のわが国の封建主義と密着した軍国主義的政策に反対し、社会主義の立場には立たなかったとはいえ、軍事的・侵略的行動によって象徴される帝国主義には断固反対の態度をとりつけ、その結果、やがて明治36年、日露の風雲急をあげるに及んで、『萬朝報』社を辞する原因となった。すなわち堺、幸徳らとは立場こそ異なれ、帝国主義そのものの分析および帝国主義の政策についてはほぼ共通の認識に達していたといっても過言ではなかろう。⁽³⁾

幸徳が、帝国主義における最大の特徴は、少数の軍人・政治家および資本家による領土の拡張、すなわち、大帝國建設の欲望であり、人民を犠牲とする植民地支配と侵略戦争であると指摘している点については、内村もまた

「朝に一人の哲学者ありて宇宙の調和を講ずるなきに、陸には十三師団の兵ありて剣戟到る所に燃然たり、野に一人の詩人ありて民の憂愁を医すなきに、海には二十六万噸の戦艦ありて洋上事なきに鯨波を揚く、家庭の紊乱其極に達し、父子相怨み、兄弟相闘き、姑息相侮るの時に当て、外に對ては東海の桜国、[世界の君主国を以て誇る、帝国主義とは実に如斯きものなり]⁽⁴⁾

とのべているように、鋭い帝国主義認識を抱いていたことが窺われる。

若くして内村鑑三の門に入り、その熱烈な信仰に打たれ、同時にやはりキリスト教的な平和主義の信条をもって一貫した新渡辺稲造の影響下に、植民政策の研究を開始した矢内原忠雄が、その信仰と同時に、今日われわれに日本帝国主義研究にかんする古典的ともいえる業績を提示していることは決して偶然ではない。矢内原は実に、信仰において内村を継承するばかりでなく、帝国主義にたいする内在的なしなかも深刻な批判において、内村鑑三の精神をもっともよくうけつぐものである。

Thought, 1895-1914, London, 1960. をみよ。なおこれについて筆者は、簡単な内容紹介を行ったことがある。「イギリス帝国主義と社会民主主義—バーナード・センメル『帝国主義と社会改革—1895年から1914年までのイギリス社会帝国主義思想の批判』の批判」(『三田学会雑誌』第55巻第7号, 1962年7月号所収)。

注(2) 『内村鑑三全集』(岩波書店, 1980-) 第9巻118頁, 「『帝国主義』に序す」, 岩波文庫版, 幸徳秋水『帝国主義』, 3~4頁参照。

(3) 幸徳秋水『社会主義真髓』明治36年, 岩波文庫版, をみよ。

(4) 幸徳『廿世紀の怪物, 帝国主義』, 前掲, 岩波文庫版, 3頁。

(5)
る。

従って矢内原忠雄の植民政策研究は、その内奥にたえずキリスト教的信仰と帝国主義批判を内在させており、この視点を無視しては、彼の経済学研究の意味を理解することはできない。すなわち、彼が経済理論および学説、社会経済史および経済政策にいかに関心と学殖を蔵していたかは、『矢内原忠雄全集』第1巻から第5巻までを読めば明らかである。彼がたんに経済学研究に志して、東京帝国大学で「植民政策」の講座を担当し、経済学者として研鑽をつづけたというだけであるならば、問題は簡単であるが、実は経済学者としてのみならず、無教会派のキリスト教徒として、大正14年、「帝大聖書研究会」を主宰し、その信仰を言論と実践活動のなかに反映させ、日本を襲いつつあった反動政治とファシズムに抵抗したのであって、その意味で、彼の経済学研究は、キリスト教と離れがたく結びつき、キリスト教的なヒューマンイズムの基底の上にその経済学説は築かれ、その経済学研究の精髓を成したものこそ、帝国主義研究であった。

そこでここでは、彼の「帝国主義研究」に焦点をあて、すなわち彼が経済学研究を開始した大正末期から、国家権力の圧力によって東京帝国大学経済学部教授の地位から追放されるまでの主要な諸研究について考察し、これらの研究がその当時の時代においてもった意義と、今日、彼の経済学研究はどのような地位を占めるかを論究したいと考える。

(2)

矢内原忠雄の経済学方法論は、古典経済学とくにアダム・スミスとマルサス等の理論を評価しつつ、根底的にはマルクスによって、その『資本論』のなかに展開された「資本制蓄積の一般的法則」、とくにそのなかでも「資本の本源の蓄積」にもっとも多く依拠する⁽⁶⁾と同時に、レーニンの『帝国主義』によって体系化された独占資本主義諸国の植民地支配の構造についての論理、とりわけ、独占的超過利潤の問題ならびに資本主義発展の不均等性に注目し、これらを総合することによって、現実の日本帝国主義分析および批判の強力な要具たらしめている⁽⁷⁾。このようにのべれば、矢内原の学問的体系には、何か一貫性がなく、植民政策や帝国主義についてふれているさまざまな学問的業績のたんなる紹介のように考えるかもしれない。しかしそうではない。今日わが国の学問的通念として、マルサスとマルクスとが、いわゆる「人口法則」と「相対的過剰人口の法則」との関係において、はげしく対立し、また相剋するものであることは言うをまたない。しかしこれは物事の一面を現わすものである。たしかに19世紀後半、古典派経済学の隆盛期に、これに批判的なマルクス経済

注(5) 内村鑑三と矢内原忠雄とのキリスト者としての熾烈な信仰ならびにこれを通じての日本の近代化とのかかわり合いについては、中村勝己『内村鑑三と矢内原忠雄』（リポート、1981年）が克明であり、示唆に富む。参照されたい。

(6) これについては、「資本蓄積と植民地」を参照（『全集』第4巻50～69頁）。

(7) 『超帝国主義論について』および『軍国主義・帝国主義・資本主義の相互的関連——特に軍国主義を中心として、一つの素描——』（全集第4巻、71～108、109～121）をみよ。

学が勃興し、マルサスは徹底的な批判をうけたのであったが、それから1世紀後の今日、マルサスの『人口の原理』は、完全にその役割を終え、たんに経済学説史上に名をとどめるだけにとどまったかといえば、必ずしもそうとは言い切れない。その影響力はたんに経済学に多くの示唆をあたえているという以上に、その解決が今日のわれわれに焦眉の急をつげる問題として意識される人口増加と、これにともなう食糧問題、さらに高齢化社会にかかわる社会的・経済的問題などに、マルサスを感じない者はないであろう。矢内原は、現代の植民政策および帝国主義の問題を論ずるに、それぞれの理論の特殊性を認識しつつ、しかもなおそのなかに宿る普遍性を洞察するための努力を怠らなかったし、またその特殊性のなかに普遍性を見出したのであった。いまひとつ例をとるならば、帝国主義認識において、レーニンは、1916年、チューリッヒにおいて書かれた『帝国主義』のなかで、ホブソンの『帝国主義論』、およびヒルファーディングの『金融資本論』を、ある一定の限定を付しながらも評価もしくは賞賛する態度をとったのにたいし、カウツキーのいわゆる『超帝国主義論』については、その誤謬を指摘してはげしく論難し、仮借ない批判を展開し、今日、カウツキーの帝国主義論は、陳腐な理論としてまったく顧みられないようにみえる。

レーニンによる帝国主義の理解は、まさにそれが独占資本主義の政策として、「社会主義革命の前夜」にある資本主義認識を背景としており、その前途は植民地再分割のための侵略戦争そして社会主義革命以外にはありえないとする主張であった。第1次大戦の勃発とその末期に勃発したロシア革命はこのことを実証したといえることができるし、第2次大戦もまた、第1次大戦とは異なり、「ファシズムにたいする民主主義陣営の死闘」という側面をもつとはいえ、ともかく帝国主義段階の戦争であった。その結果として、東ヨーロッパには社会主義革命、アジアには中国革命がおこり、そしてそれにつづいて朝鮮およびヴェトナムの北部に人民民主主義共和国がおこったという歴史的な事実からしてみれば、レーニンの帝国主義の規定は依然として正しいといえよう。しかしながら、ロシア革命以後半世紀以上も経過して、帝国主義諸国もその相貌をいちじるしく変貌させ、とりわけアメリカ合衆国のヴェトナムにおける決定的敗北以来、その勢力の衰退とともに対外政策も大きく変化した。すなわち、帝国主義諸国の政策が、結局は領土の再分割を意図する略奪的な戦争の遂行に収斂するという、帝国主義の古典的図式は、社会主義国の増大とアジア・アフリカなどのいわゆる民族主義諸国家群を中心とする第三世界勢力の圧力によって阻止されるという歴史的現実からすれば、帝国主義の研究も新たな光の下で再検討されなければならない状況となった。すなわち、われわれはいまや、帝国主義理論において、すべてレーニンを基礎において、レーニンによって、つまりレーニン自身が見、考え且つ書き残したものを唯一絶対の証拠として、ホブソン、ヒルファーディング、あるいはオットー・バウアー等のオーストロ・マルクス主義者をみるのではなく、レーニンにおける『帝国主義』の理論を、その他の諸学説との比較において相対化すること、つまりそれらの諸理論の即自的な検討を通じてそれぞれ歴史的に位置づけ、それらがその時代においてど

のような意義を担い、何故にレーニンによって批判克服されねばならなかったかを問うと同時に、現代の眼を通じて、レーニンの学説の正しさとその限界を意識しつつ、一時代前、レーニンによって切り捨てられた諸理論の再検討も行い、資本主義の新しい状況の前に帝国主義論を再構成することが必要となった。

現代帝国主義の研究は、また現代社会主義と密接に関連する。1956年、ソヴェート共産党第20回大会においてフルシチョフによって行われた衝撃的なスターリン批判は、共産主義体制内の深刻な矛盾の一面を暴露したことは否定できない。⁽⁸⁾それ以来、ハンガリー動乱に象徴される東ヨーロッパにおける自由化・民主化運動を求める東ドイツ、ポーランド、チェコスロヴァキアにおける一連の運動および中ソ対立をへて、最近では、中国における文化大革命に至るまでの過程を考察するならば、社会主義体制における問題は二つに要約される。ひとつは共産主義諸国間の、国家的な政策次元での矛盾対立であり、いまひとつは現実の共産主義体制そのものに内在する矛盾であろう。中ソ両国の対立は前者であり、ソ連のアフガニスタン侵攻やポーランド問題は、深く後者にかかわっている。資本主義体制の矛盾が深刻化する反面、社会主義体制における経済的・社会的な諸矛盾もまた覆いが増え、中ソ両大国が、それぞれその国内政策をめぐる「マルクス・レーニン主義」から逸脱した修正主義という非難を投げ合い、またその対外政策についても、たとえば、ソ連は中国のヴェトナムにたいする政策を、中国はソ連のアフガニスタン侵入について、相互に「社会帝国主義」という攻撃的な規定を行っている今日、「帝国主義とは一体何か」ということをあらためて考えないわけにはいかない。矢内原忠雄の帝国主義研究が、今日、問題とされなければならない理由はまさにここにある。

矢内原忠雄が、その植民政策研究を通じて日本帝国主義研究に肉薄したのは、大正末期から昭和10年代の初頭にかけてであった。この時期は、世界が第1次大戦後の短い相対的安定期をへて、1929年大恐慌後、急速にナチズムの脅威に直面し、日本もまた当然その影響をうけ、とくに1931年、満洲事変以後、急速にファシズムに傾斜し、加担するに至った時期である。彼は、キリスト者としての信仰を堅持しながら、マルクス主義経済学の立場に立って、現実の日本帝国主義の分析およびその政策に痛烈な批判を加えたのであって、ここに当然、「宗教と科学」、「キリスト教とマルクス主義」あるいは「民族と戦争」が問題となる。⁽¹⁰⁾しかしここでは、彼の宗教思想や社会思想を辿ろう

注(8) この問題については、『フルシチョフ秘密報告—スターリン批判』、志水速雄訳、講談社学術文庫、1978年、が便利である。また Moshé Lewin, *Le Dernier Combat de Lénine*, Paris, 1967, 河合秀和訳『レーニンの最後の闘争』岩波書店、1969 および I. Deutscher, *The Making of a Revolutionary and Other Essays*, edited and with an introduction by Tamara Deutscher, London, 1970, 山西英一、鬼塚豊吉訳『レーニン伝への序章その他—遺稿集—』、岩波書店、1972年、をもみよ。

(9) スターリン批判以後の東ヨーロッパにおける自由化運動の進展についてのすぐれたルポルタージュ風の評論としては、藤村信『プラハの春・モスクワの冬—パリ通信』、岩波書店、1977年、がある。また François Fejtő, *Histoire des Démocraties Populaires après Staline, 1953-1975*, Paris, 1972, F. フェイト著、熊田亨訳『スターリン以後の東欧』、岩波書店、1980年、も重要である。

(10) これについては、「マルクス主義とキリスト教」が重要で、キリスト教徒の信仰が、1930年前後のマルクス主義の隆盛

とするものではない。信仰と科学についての深い思索は、彼の植民政策研究に内在化せしめられて、独自の帝国主義論を構想することとなった。

矢内原は、帝国主義論において、レーニンをもって、その他の学説を切り捨てたかっただと同様、マルクスを絶対視し、これをもって古典学派を切り捨てることも敢えてなさなかった。彼の日本帝国主義批判には、アダム・スミスやマルサスの学説が色濃く投影している。彼は、大正15年に発刊された論文集「植民政策の新基調」のなかで、すでに「人口過剰論」および「アダム・スミスの植民地論」と題する論文を掲げている。前者の論文のなかで彼は、マルサスとマルクスとの両立について、つぎのように論じている。

「マルサスの人口論は生活程度昇降を中心として一の時代と他の時代、一の社会と他の社会の相対的貧富の問題を論ずるものであり、そのために人口对生活資料、若くは人口増殖率对生活資料増加率の関係を注意したるは適當であると思ふ。而して失業、並に資本家対労働者の相対的關係に於ける階級的貧富の問題は、マルクスの説明したる処である。社会問題即ち富の階級的分配及び失業は現代社会の重要問題であるけれども、そのためにマルサス無用とすることはできない。社会の貧富を論ずる場合にはマルサスによらねばならない……それで私はやはり現代に於てマルサスもマルクスも両者とも活かす」。

これはきわめて興味深い示唆に富む指摘ではなからうか。現代資本主義社会においても、貧困は低所得者層の問題として深刻であるが、全体として先進資本主義国では、それは「見えない貧困」として潜在化させられる傾向にあるが、他方、深刻化しているものとして発展途上国の貧困があり、人口問題と深くかかわっている。先進資本主義国における貧困者の存在は、マルクスのいわゆる相対的過剰人口論によって説明されるとしても、今日の発展途上国の場合には、爆発的な人口の増加、すなわち絶対的な人口過剰ともいえる状態のなかで貧困が深刻化し、たとえば中国においては、産児制限が政策としてとり上げられていることから明らかである。その意味で、マルサスの人口論の理解が、「生活程度昇降を中心として一の時代と他の時代、一の社会と他の社会の相対的貧富の問題を論ずるもの」であるという指摘によって、共産主義体制のなかでも、発展途上にある中国の

期によって動揺させられた時期におけるキリスト教の擁護の姿勢で貫かれている。なお矢内原における科学と信仰の問題については、前掲、中村勝己氏の著作、263頁以下を参照。

注(11) 民族自決論についてスミスの理論的影響の根強いことはすでに指摘されているところであるが、植民政策論の理論的前提として、マルクスとともに、マルサスがおかれていることが、矢内原の場合特徴的である。マルクス主義の立場からすれば、移民＝植民は、先進資本主義から後進国への移住という形態をとり、原住民からの土地収奪、先住民族の民族的、文化的伝統の破壊、生活の基柢をなす共同体の破壊による階級分化をひきおこすことによって、民族的従属をもたらすものであり、帝国主義的段階には、これが極端にあらわれるとされ、資本主義国家の植民政策の侵略的政策が強調される。これにたいし、矢内原は、植民をもって、人類にとって不可避であり、異なる民族同志の接触は歴史的必然であるという。マルサスの『人口の原理』は、こうした彼の理論のなかで位置づけられる必要がある。信仰が民族や経済の問題とかかわっているのは、そのためであろう。なお、「マルサスと現代」(昭和10年1月、『改造』所収(『全集』第8巻)、122頁を参照。

(12) 『全集』第1巻、659頁以下、参照。

(13) 『全集』第1巻、534頁。

現時点での貧困の究明に役立つものとして重要である。またこの前提を認めることによって始めて移民の必然性と同時に植民地の存在が説明されるからである。しかしその植民地は、本国との関係でどのような状態におかれるか、これがつぎの問題であり、アダム・スミスが矢内原忠雄の植民政策論の重要な理論的支柱として意識される所以である。

スミスが、経済的自由主義者として、重商主義的な植民政策に反対し、とくにアメリカ独立に関連して、イギリス本国政府を批判したことはよく知られている。矢内原は、「アダム・スミスの植民地論」において、スミスの植民地論の特色をつぎのように綜括している。

- (A) 現在の統治組織の下では、植民地領有より得る所は損失のみである。その理由—(1)貿易および産業の独占は却て本国の絶対的利益を害する。(2)植民地統治及び軍備に巨額の経費を要する。
- (B) 自発的な植民地領有放棄。その利益—(1)自由貿易に基く通商条約の締結。(2)植民地統治の年々の費用を免かれる。
- (C) 此提案は恐らく採用されぬであろう。その理由—(1)国民の自負心に反す。(2)且つ恐らく更に重要なることは、支配階級の個人的利益に反する。
- (D) 然らば現在の植民地領有関係の継続を認めるとして、それを有利ならしむる為には、植民地議員の本国への代表制定を設定するを要する。この帝國的結合による利益—(1)本国植民地間における貿易の自由。
- (E) 右の提案に対しては「打ち克つことの困難なる或は全然不可能なる障害」がある。その理由—(1)国民の僻見。(2)有力者の個人的利害。
- (F) 右の提案にたいして実行せられずとせば、植民地は放棄すべし。その利益—行政上及び軍事上の費用を免る⁽¹⁴⁾」。

矢内原の帝国主義は結局、理論としてはマルクス主義から多くのものをうけ、レーニンの『帝国主義の強い影響下にあることは疑いないが、思想としてはスミスの自由主義的植民政策論に、ほぼ全面的に依拠していることに注目しよう。

(3)

矢内原忠雄は、1926年（大正15年）に発行された処女作『植民及植民政策』において、「植民は一つの社会現象である」とし、いかなる社会現象であるかについては、「ある社会群が新たな地域に移住して社会経済的に活動する現象⁽¹⁵⁾」と規定している。しかしこれは彼が植民政策論研究に志したもっとも初期の思想的表明であり、社会群という用語は「植民なる概念を国家的及び国民的の制

注(14) 「スミスの植民論に関し、山本博士に答ふ」(『全集』第5巻、248～9)

(15) 『全集』第1巻、14頁。

約より解放する」ことを意味していた。その例として満洲およびシベリアに在住する百万ないし百五十万人の朝鮮人にたいして、あるいはパレスチナに帰来定着するユダヤ人の活動をあげ、国家の活動とは区別して、これを「民族社会群の活動」としている。従って、国内移民も国外移民も本質的には差異はなく、植民の主体は国家や国民ではなくて、「社会群」であるところに特徴がみられる。すなわち矢内原における植民論の特質は、先学者、山本美越乃のように、移民と植民とを区別し、移民は、自国の主権の及ばない地域への移住、そして植民とは、自国の主権の及ぶ範囲の地域への移住であるとする説にたいして、これを批判し、植民地は必ずしも属領ではなく、政治的従属は属領としての要件ではあるが、植民地たるべき要件ではないという。だとすれば、植民はひとつの社会的必然であり、植民政策とはこのような社会的必然の結果であるという。⁽¹⁸⁾

植民がひとつの社会的必然であり、人類の文化的な歴史が開始されて以来、各地で行われてきたとすれば、その場合、社会群の接触は不可避であり、移住社会群と原住社会群との接触にともづく社会的諸関係の分析についての社会科学的研究として、植民政策の理論が成立する。しかし自国の移民あるいは植民の現象にたいして国家権力が無関心でありえないことは当然で、政治的支配が伴わざるをえない。従ってここに植民地が成立する。植民地とは、「国家が其の本来の国土外に於て新たに領有したる土地にして、国法上之を本来の国土と同一に取扱ふことなく、特別の形式に依りて統治する地方を謂ふ」という山本美越乃の説を踏襲するが、これをわが国の場合に適用してみれば、どのようになるのであろうか。1895年（明治28年）、日清戦争の勝利の後、日露戦争および第1次大戦をへて1945年（昭和20年）に至るわが国が獲得した植民地ないし属領は、台湾および澎湖島、関東洲、樺太、朝鮮および南洋群島であって、このうち、樺太も植民地ではあるが、内地と同一の法的制約の下にあって、民事法および刑法が適用されるのにたいして、他の4地域は、明らかに内地とは異なった法域をなすので、これらの領域と日本本国の関係が、日本帝国主義研究の重要な課題であって、矢内原の研究の焦点もまさにここにあった。

植民政策および帝国主義研究にかんする矢内原の研究は、全集の第1巻から第5巻までに収められており、日本帝国主義研究に限定すれば、『帝国主義下の台湾』（昭和4年〔1929年〕9月刊、全集第2巻所収、177～480頁）、『満洲問題』（昭和9年〔1934年〕、同上、481～686）『南洋群島の研究』（昭和10年〔1935年〕、全集第3巻、1～458頁）が主要なものである。このうち『南洋群島の研究』は、第1次大戦後、わが国の委任統治領となった南洋諸地域についての研究であって、太平洋問題調査会の共同研究項目のひとつ「太平洋に於ける属領並にその住民」についての研究依嘱の成果であった。南洋群島は委任統治地域として、植民地とはいえず、国際連盟の監視下にあったため、軍事的・戦略的

注(16) 前掲、15頁。

(17) 前掲、17頁。

(18) 前掲、22～23頁。

(19) 前掲、26頁。

に重要な地位にあったにもかかわらず、日本帝国主義は南方への軍事的進出の拠点としてこれを利用することができなかった。これにたいして、朝鮮および満洲は、いわゆる「生命線」の名の下に、日本帝国主義の大陸進出の拠点であるとともに、植民地として原料の獲得および製品の販路を提供する重要な地位を占めていたため、矢内原の帝国主義批判は、この地域の研究を通じてもっとも激烈なものがある。

だが彼の日本帝国主義研究においてもっとも克明であるのは、『帝国主義下の台湾』によって代表され、つぎに満洲問題があり、直接、朝鮮を日本帝国主義との関連でふれているものは比較的小さいことが注目される。台湾と朝鮮とは同じ植民地とはいえ、前者は戦争による割譲という形で清国領土の一部が日本の版図に編入させられたものであるのにたいし、朝鮮は日露戦争の結果もたらされた極東状況の変化、力関係の変化によって日本の保護国とされ、やがて明治43年、日韓併合によって独立を失わされたものであった。この点からすれば、台湾には中国帰復運動がきわめて微弱であるのに反し、朝鮮独立運動は数次に亘り、しかもきわめて激烈な形をとったのであった。このような状況の下で、どのような植民地行政が展開されているか。

朝鮮については、朝鮮総督府の行政的権限は、樺太、関東州、南洋群島の各長官および台湾総督のいずれよりも大きく、朝鮮および台湾総督は、大正8年迄は、現役陸海軍大將に限られていたが、同年、いわゆる独立万歳事件の後官制改革が行われ、従来まで、総督の諮問機関としての中樞院は、まったく形式的なものにとどまり、ほとんど開かれなかったのにたいし、大正9年、地方団体に諮問機関を設置し、内地の町村議会に相当する面協議会および内地の市議会に当る府協議会は、従来任命制であったのを選挙制に改めると同時に、学校費に関する諮問機関として学校評議会を、⁽²⁰⁾道地方費にかんする諮問機関として道評議会を新設した。朝鮮における制度的改正は、昭和5年の改正、すなわち道制の導入と道会をもって、その3分の2は府会議員邑会議員および面協議会員の選挙によるものとし、3分の1は道知事の任命するところと定め、第2に府会も決議機関とされ、第3に面制を改正して邑面制とし、邑会を決議機関としたのであるが、これについての矢内原の批判は、「植民地住民殊に原住民の参政の程度は区々であるが、我が国の制度は他国に比して進歩的でないことをみた。即ち我国の植民地行政は総督の専制にして、わづかに地方行政につき自治制の端緒をさせるの状態にある」⁽²¹⁾として痛烈である。

大正9年、朝鮮における地方制度改正とともに、台湾においても地方官制が改正され、州の場合は、州知事の諮問機関として州協議会をおき、その議員は総督の任命にかかり、市および町に当る街庄の長は任命、さらにその諮問機関としての協議会の議員も悉く任命にかかるものであり、地方自治の発達という点で、台湾ははるかに朝鮮よりおくれていた⁽²²⁾のであった。このようなわが国の植

注(20) 前掲、279～280頁。

(21) 前掲、281頁。

(22) 前掲、280—281頁。

民地統治における後進性は、その植民政策における特異性にあるとする。すなわち、植民政策の方針は、概して、(一)従属主義、(二)同化主義、(三)自主主義に分類されるとすれば、わが国の植民政策は、徹底した同化主義によって、たとえば、朝鮮においては「内鮮同治」の名の下にその意図する方向が何であるか、矢内原はつぎのようにのべて危惧の念を表明したのである。

「いま朝鮮に就ていえば、若し『内鮮同治』の方針に忠実であり、且つただに『文化政治』といはず、真に『民意暢達』の方針に忠実であるならば、日本の朝鮮統治政策は朝鮮人による完全なる参政の方向にあるものと論理的に結論せられねばならない。政府はただ之れを意識し此の結果を達観し此の方針を宣明するの明知と勇氣とをもつや否や、然かもこれ朝鮮（若くは台湾人）の等しく聞かんと欲するの点ではあるまいか」。⁽²³⁾

彼が深刻な危惧の念を抱きながら、敢えてこのように言わなければならなかったのは、当時のわが国の植民政策が武力による制圧を基本方針とする従属主義から出発して、同化主義による内地本国との合体を目指し、内鮮・内台一体の名の下にその民族の実質を奪おうとする政策にたいして批判的であったからである。

矢内原は、さきに指摘したように、アダム・スミスの植民論に強く影響され、さらにホブソンやレーニンをはじめとする帝国主義論から多くのものを吸収摂取しているが、彼の植民思想の根底をなすものは、スミスであり、これによって従って帝国主義段階における植民政策を批判する。わが国帝国主義の批判として代表的なものは、1926年（大正15年）発刊『植民政策の新基調』に収められた「朝鮮統治の方針」、1929年（昭和4年）の『帝国主義下の台湾』（全集第2巻所収）、『満洲問題』（1934年、全集第2巻所収）および「朝鮮統治上の二、三の問題」などがあるが、これらについて検討する前に、彼の研究における帝国主義研究の姿勢をうかがう上で、きわめて重要な論稿として、「軍事的と同化的・日仏植民政策比較の一論」（『国家学会雑誌』、昭和12年2月）および「植民政策より見たる日仏」（『国際知識』第17巻第2号・昭和12年〔1937〕2月）について考察しておく必要があろう。

日華戦争勃発の直前に発表された「軍事的と同化的・日仏植民政策比較の一論」は、わが国とフランスの植民政策は、その国情と思想を異になるとはいえ、きわめて類似している点として、軍事的であるとともに同化的であると主張する。フランス革命によって高唱された自由・平等・友愛の普遍的な人間解放の思想は、フランスをしてその骨肉化した自己の思想を植民地に移植し浸透させるための手段としてフランス語教育が絶対視され、フランス文化による同化政策が植民地支配の方針としたことは、あたかも日本政府が、台湾においてはじまった蔡培火のローマ字による台湾語の音表文字化を内容とする民衆教育運動に反対し、朝鮮においては、公用語としての朝鮮語の使用を禁じ、義務教育課程から日本語の教育を強制するのに類似しているという。しかしフランス語によ

注(23) 前掲、284頁。

る現地人の教育は、フランス革命によって体现された啓蒙思想に通ずるものではなく、中央集権的・官僚的なフランス政治、軍事的支配の反映であり、その植民政策が軍事的で且つ同化的であることで日本と酷似しているという。⁽²⁴⁾これはまさに矢内原の日本植民政策の内地延長主義にたいする痛烈な批判である。「植民政策より見たる日仏」は、講演を整理したものであるためか、日仏関係について微妙な表現がみられるが、日仏両国を比較して、その内地延長主義を批判している点では前者と変わらない。そしてこのような日本の植民地政策批判が、まさに日本帝国主義分析となってあらわれたのは『帝国主義下の台湾』である。

(4)

『帝国主義下の台湾』は、著者が、昭和2年度、冬学期に東大経済学部で講義したものを、『国家学会雑誌』（昭和3年5月号から9月号まで5回）および『経済学論集』（昭和3年7月号）に分割掲載したものに加筆して単行本として昭和4年に出版されたものである。台湾の日本領有時代には、台湾への本書の移入は禁止されたが、中国語三種のほかにもロシア語版が出るというように、実に国際的な反響を呼んだ研究であった。

いうまでもなく、台湾の領有は、明治28年、日清戦争の勝利によってわが国にもたらされたものであり、当時のわが国は、全世界的には帝国主義＝独占資本主義の段階に達していたとはいえ、金本位制も未だ行われず、資本蓄積も不十分であり、帝国主義国としての実質をもたず、形態とイデオロギーにおいて帝国主義国たるにすぎなかった。しかしながらわが国がアジアにおける唯一の資本主義国として、この時期から帝国主義的政策をとったことは事実で、その植民政策は、日本資本主義の伝統ともいふべき富国強兵政策の路線にそって急速な資本主義化と結びつかなければならなかった。⁽²⁵⁾すでに清国治下において土地測量と隠田の整理が行われていた。明治38年、わが国の領有以後、土地登記制度の制定、大正12年1月から、民法および不動産登記法の台湾における適用など⁽²⁶⁾に象徴されるように法制上の整備がなされた上で、資本の本源蓄積過程が始められた。すなわち、(1)官有林野の確定と土地の払い下げ、(2)耕地所有権の私法的移転が強行され、林野業主およびその縁故者による共同体的・伝統的所有に挑戦することとなった。所有者の不確定な土地は、政府による強権的没収の対象となった。これにたいする現地住民の抵抗を排除して、国家権力は、「本源蓄積のいわば助産婦」として、急激な動揺を台湾社会にひきおこしたといわれる。⁽²⁷⁾

内地資本家の土地払い下げなどを通じての土地獲得を例にとれば、耕地のうち内地人に帰したも

注(24) 『全集』第4巻、301頁。

(25) 『帝国主義下の台湾』、『全集』第2巻、204頁。

(26) 前掲、205～206頁。

(27) 前掲、213頁。

のは12万甲（1甲は9反7畝24歩）で、全耕地の15%であった。また、製糖会社および日本拓殖株式会社の林野における独占状態は耕地よりも甚だしく、台東開拓株式会社2万甲、三井合名、茶園1,700甲、台湾拓殖製茶株式会社1,000甲、三菱製紙、竹林、造林地15,000甲等、内地人資本家の進出は猛烈をきわめた。⁽²⁸⁾

だが、以上の過程は、共同体的土地所有制度の崩壊をもたらした資本の本源蓄積過程であり、この後、資本主義化の過程が、急速に進展した。

明治30年、日本は貨幣法の制定により、金本位制に移行したが、これにともなって台湾銀行を開業し、複雑な経緯をへて明治44年、内地と同一の制度に統一した。⁽²⁹⁾内地資本による土地の買収と独占的支配のなかで、たとえば三井物産は、買継人制度（買弁）を利用し、砂糖貿易を次第に独占し、やがて買弁制度を廃止し、製造業者と直接取引となった。日本の資本家から成る新式製糖会社の資本金額は、260,010,000円で、台湾株式会社総資本563,300,000円の約50%をしめ、砂糖農家総戸数の圧倒的部分が、新式糖会社関係の下に立つに至った。巨大製糖資本とは、台湾、明治、大日本、塩水港、新高、帝国の六社であり、まさに三井、三菱、台銀および松方の独占的事業であった。かくして明治43年10月、台湾糖業連合会と呼ばれるカルテルが結成され、これによって原料甘蔗の生産とその製精過程との結合、鉄道敷設、汽船による運搬および海外販路について系列商社への依存などが、巨大な混合企業形態をとったが、その中核を形成したのは三井資本であった。⁽³⁰⁾三井に比べると三菱は立ちおくれたが、それにもかかわらず、三菱と鈴木商店は、三井につづいて製糖業のみならず、ウーロン茶、米、樟脳、炭鉱および金鉱などあらゆる産業部門に進出し、これらの巨大資本が日本における独占の代表的なものである以上、日本の独占資本が国家権力と結びついて台湾の経済を制覇した⁽³¹⁾といっても過言ではない。

だが、台湾経済にとって注目すべき現象は、特別法による独占企業と総督府の監督下にある特殊企業の存在であろう。前者の代表的なものとして、台湾銀行、台湾電力株式会社、さらに官業と専売事業として、林業、鉄道、製塩、樟脳、煙草および酒などの部があり、後者としては、台南青果と嘉南大圳があった。⁽³²⁾専売制度は、国内資本および内地資本による独占企業を発達させ、とりわけ、特殊企業、台湾青果株式会社、台湾製糖株式会社の独占的進出は、独占資本と植民地との関係を象徴するものであった。⁽³³⁾とくに台湾銀行の役割は大きく、台湾ならびに沖縄の製糖業にたいする金融、内地と台湾間の為替の改善、貿易の助長、支那および南洋にたいする投資、さらに重要なことは、台湾を基礎とするわが国の帝国主義的発展の機関となったことである。日本帝国主義の南洋および

注(28) 前掲、216頁。

(29) 前掲、220頁。

(30) 前掲、238～240頁。

(31) 前掲、243～244頁。

(32) 前掲、245～247頁。

(33) 前掲、249頁。

南支進出を、金融を通じて担った台湾銀行は、大阪商船および鈴木商店と結合し、あまりにもその緊密な結合のために、鈴木商店の没落によって、一時深刻な危機を迎えたほどであった。

以上にみるように、台湾銀行を中心とする金融資本の成立および発展は、台湾における資本主義のより一層の発展を促すとともに、軍事上・戦略上の要衝、南方進出の根拠地というよりは、日本帝国主義の収支勘定を有利なものとするのに役立った。すなわち、一方において土地所有権を確実な法的根拠の上におき、土地の生産力等級に応じた地租を設定、大地主、豪族の半封建的土地財産を、台銀を通じて資本化させ、近代的企業の建設とそのための鉄道、道路、港湾、庁舎などの建設および水利事業の推進、他方において、阿片、食塩、樟脳、煙草および酒などの専売事業によって台湾の財政的基礎は確立することとなった。ここで矢内原が注目していることは、台湾地方税会計の「伸縮自在もしくは暗黒的支配」⁽³⁴⁾であって、台湾総督は、地方税会計については帝国議会の干渉をうけず、従って地方税収入は、いわゆる機密費的性格をもち、これが台湾銀行の借款と相俟って、製糖業補助金の交付、旺盛な官営土木事業、水利事業、高雄港の築港、台東鉄道の建設に役立ったことが考えられる。

だがこのような急激な資本主義の発達による台湾の財政的基礎の確立、国家資本による専売制度の拡充強化、内地人資本家による大企業の経営は、精糖業を中心とする重要産業の発展、地租収入の増大、砂糖消費税収入の激増をもたらすとともに、土木および産業面への巨額の投資とそれによってもたらされる生活環境のいちじるしい変化と近代化の波は、現地住民に深刻な衝撃を与え、はげしい反抗をよびおこすこととなった。⁽³⁵⁾これにたいし、日本政府および総督府は、明治43年より国庫支弁による5ヶ年計画をもって生蕃討伐計画をたて、大正3年、その終了までに1,600万円を費したという。⁽³⁶⁾たんに生蕃討伐と称する現地人殺戮政策に巨額の費用を要したのみならず、明治44年から大正元年にかけて、大暴風雨のため、翌大正2年度870万円の復旧費を支出しなければならなかった。この費用はすべて台湾人民の負担するところであり、植民地としてはきわめて重い課税となるほかはなかった。すなわち明治37年度歳入1人当りを比較すると、内地(3円34銭3厘)、仏領印度支那(2円18銭)であるのにたいし、台湾は4円55銭4厘とその財政的負担がきわめて苛酷であることがわかる。⁽³⁷⁾それに加わるに、日本通貨流通による公納の強制によって、本島人資産家の無競争力化、内地人資本家の進出を容易にし、本島人資産家の無産化をもたらした。

台湾財政の内容についてみれば、歳入の大部分は、官業および官有財産収入であり、そのほか消費者の間接税負担が直接税よりも大きいことは、一般庶民の負担が重く、台湾の財政制度は資本家保護に厚い傾向があり、庶民の無産化を促進する傾向を助長する結果となった。大正3年、輸入税

注(34) 前掲、262—263頁。

(35) これについては、戴国輝編著『台湾霧社蜂起事件、研究と資料』、社会思想社、1981年、が非常に有益である。

(36) 矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』前掲、『全集』第2巻、264頁。

(37) 前掲、272頁。

の金額を台湾特別会計に繰り入れ、内地移出糖に関する部分は、全部一般会計に編入することによって、台湾財政は独立したと称せられた。しかも地租増徴（大正8年）、第2、第3種所得税の賦課（大正10年）、酒の専売（大正11年）等の政策による大衆の無産化と資本主義の発展は密接な関係にあり、本島人間の資本家階級と無産階級との分解を助長すると同時に、本島人資本家にたいする内地人資本家の地位の優位、内地資本家の独占的企業経営者への上昇発展は、本島人資本家に反日的感情を植えつけるだけでなく、一般庶民を反体制の側に追いやり、民族主義を鼓吹することは避けられない⁽³⁸⁾。

帝国主義はまた、民族と階級的対立の問題であり、この両者は相競合し又交錯する⁽³⁹⁾。銀行資本・産業資本において圧倒的な支配力を有する内地在住資本家は、いわば不在資本家で、これが絶対的ともいべき権力をもち、大正12年までは、本島人のみの会社設立は総督府令により禁止されていた。そのなかでも製糖資本の政策は、前借金拘束（credit bondage）の下で、製糖業従事者、すなわち砂糖キビ栽培農家を農業労働者に転落させる政策を選び、また内地人と本島人との間の賃金格差を拡大した⁽⁴⁰⁾。このような政策にたいして、農民や労働者の抵抗ははげしくなり、民族主義運動を刺激したことは当然であった。内地人資本家の企業経営における独占的地位の強化は、まことに、ホブソンのその『帝国主義』における主張、植民地領有により利得せる階層、資本家と官吏をもたらししたのであった。掠奪的な植民地貿易、農家に農業資金を供与することによって従属させ、高利潤を獲得する方法は、かつて前貸制度を媒介とする香港・厦門および上海を根拠地とする買弁的商人資本の常套手段であったが、日本の領有以後は、日本の銀行および産業資本支配へと転化したのであった⁽⁴¹⁾。

このような日本の植民政策は、台湾人全体にどのような影響を及ぼしたか。矢内原は、日本の領台以後、明治30年から昭和元年までの約30年間に、貿易が3倍に増加した点を評価し、日本の政策のある一面を評価する⁽⁴²⁾。しかしながら反面、植民政策によって彼らの生活および産業構造は、決定的な変化を余儀なくさせられたのであった。その第一は、外国とくに支那商業資本家の衰亡、第二には生活様式の日本化にともなう伝統的な生活の崩壊、そして植民地としての台湾の運命を決定的なものとしたものは、単一作物栽培 monoculture の強制であった⁽⁴³⁾。こうした状況のなかで台湾人の生活は不安におとし入れられ、その産業構造は内地資本に完全に従属するところとなった。外国への輸出よりも内地への移出が増加し⁽⁴⁴⁾、米消費量は減少し、台湾産米は売られて逆に外米が輸入さ

注(38) 前掲、277頁。

(39) 前掲、279～280頁。

(40) 前掲、288頁。

(41) 前掲、298～299頁。

(42) 前掲、313頁。

(43) 前掲、314頁。

(44) 前掲、315頁。

れることとなった。⁽⁴⁵⁾

資本移出や商品の移動，すなわち貿易とならんで見逃すことのできないものは内地からの移民であろう。中心としては農業移民であったが，このほか巡査，大工および左官をはじめ，さまざまな階層があったが，さきに指摘したように甘蔗中心の単一栽培であったため，製糖資本に従属させられる傾向のなかで，本島人と日本人移住者との間の差別待遇が民族意識を刺激し，とくに明治40年代から大正初頃にかけての生蕃にたいする武力討伐は，ついに昭和5年，台中州霧社蜂起事件とな⁽⁴⁶⁾ってあらわれたのである。この時期，すなわち明治末年，民族意識の覚醒および昂揚に対処するため，政府は両民族共存共棲政策をとり，西部への積極的な移民政策をとったが，日本人移民は，勤勉な本島人に比べ都市での居住に傾き，また東部の植民農村をして，西部の本島人にたいする抵抗の拠点たらしめようとする政策もまた失敗せざるをえなかった。

しかし矢内原は，日本帝国主義にたいする批判的認識をも行うことを忘れなかった。それはひとつには，当時の官憲のきびしい監視の眼があったことも事実であるが，日本の支配下に入った台湾が，清国統治の時代とは比較にならぬほどの経済的發展をとげたことを，客観的事実として認めざるをえなかったことにもよる。しかしその場合も，豊富な台湾財政をもって台湾島内の開発に投ずることの結果，「台湾の利益とともに，日本帝国主義の利益」，すなわち，「日本本国政府の財政にとってもっとも価値多き植民地」，「わが国の印度・爪哇」と断言して憚らなかったのである。⁽⁴⁷⁾日本の人民や台湾人民にとっての利益ではなく，実に「日本帝国主義の利益」とのべていることに彼の鋭い批判精神と現実認識を感じないわけにはいかない。この表現の背後には，すべて内地人本位に設定されている教育や政治経済制度がある。とくに高等教育においてその傾向はいちじるしく，また大正12年，台湾民事令の廃止後，台湾には，内地の商法，民法，民事訴訟法その他付属法を台湾に施行したが，注目すべきものは，治安対策としての保甲制度である。甲は10戸，保は100戸をもって組織し，警察の補助機関としての役割を分担させられ，あたかも封建時代の日本の「五人組制度」に酷似している。内地人や蕃人は除外される保甲制度は，本島人のみに課せられ，総督府の厳重な監視と専制政治の下におかれるほか，官吏を除き台湾の学識経験者から成る評議会は，まったく有名無実の存在であった。

以上にのべたように，経済および教育における内地人の優位，権益を擁護するための台湾の専制的政治制度〈帝国主義的政治機構〉について，総括し，「経済的に進み，政治的におくれた台湾」と表現する。しかし彼の植民地政策批判がもっとも明瞭に現われるのは民族運動である。彼は，日本の台湾統治について，つぎのような時期区分を行う。

注(45) 前掲，317頁。

(46) 前掲，戴国輝編著，328頁参照。

(47) 張漢裕『『帝国主義下の台湾』刊行にちなんで』（『矢内原忠雄全集』，月報3，第2巻，1963年5月）を参照。

(48) 『帝国主義下の台湾』，『全集』第2巻，335頁。

(1) 領台以後、大正11年頃まで〈児玉・後藤の統治期間〉台湾社会の特殊性の認識、差別的警察政治、内地人官僚・資本家の権力確立、

(2) 大正7、8年以降、明石、川村から田総督に至る時期〈内地延長主義〉—〈同化主義〉—〈教育尊重・文法政治・民族的融和〉—〈台湾と内地との連結〉—〈南支南洋への発展〉⁽⁴⁹⁾

しかしながら、文治政治といい、内地延長主義と称して、あたかも民族的自立の達成を助長する政策のようでありながら、実は、民族運動を慰撫抑圧しつつ、台湾を根拠とし、世界経済への帝国主義的進出をはかるという本来の意図からすれば、内地延長主義は「帝国主義の新衣裳」であると彼は言う⁽⁵⁰⁾。その証拠として、一方において、板垣退助等の台湾同化策の提案、すなわち台湾人にたいしても内地人と同等の政治的権利を与えるという主張を認めるようにみえながらも、民族運動の発現としての現地人の抵抗運動にたいしては匪徒刑罰命によって、嚴罰主義で臨み、他方、台湾における予算議決権を要求し、特別代議機関の設置を求めるいわゆる Home Rule 運動にたいしては弾圧を強化するという政策の矛盾について、これを痛烈に批判することを忘れなかった⁽⁵¹⁾。矢内原の政府の植民政策批判の背景には、おそらく、イギリスの印度統治の教訓が秘められていたのであって、日本帝国主義の台湾支配、とりわけ〈内地延長主義〉にもとづく〈同化政策〉が、インドにおけるイギリスの帝国主義的支配に比べてみても時代逆行的なものであるという認識が存在したことは明らかである⁽⁵²⁾。

台湾人民の自治権要求運動は、従来の〈総督府専制政治〉にたいして〈参政権の要求〉を提示し、政府の〈同化主義的内地延長主義〉にたいして〈台湾特殊性の主張〉を対置した。こうした自治権要求の母胎として『台湾民報』による運動、議会請願運動および〈文化協会〉の運動があった。文化協会は、日本政府＝総督府の内地延長主義にたいする抵抗の拠点として創立されたが、民族運動とこれに並行して無産階級運動が昂揚する過程で分裂し、無産階級運動の拠点としての文化協会と民族運動的立脚点としての台湾民衆党が結成された⁽⁵³⁾。文化協会は、農民運動の発展とともに次第にこれと連携を深め、マルクス主義の影響を受け、台湾民衆党と対立するに至った。工業の発展に伴い⁽⁵⁴⁾、工場労働者は、孫文の三民主義の思想に立ち、団結権を要求するに至った。結局、昭和初頭までの台湾の民衆組織は、政治的組織としては、文化協会と台湾民衆党、経済的な要求を掲げた団体として農民組合と工友総連盟の4つの団体があげられるが、文化協会と農民組合は、マルクス主義の上に立ち、改良主義的な台湾民衆党と結ぶ工友総連盟との間に対立関係がみられたが、その生活基盤としての共同体を破壊し、内地人地主の利益を優先する総督府の土地払い下げ政策に抵抗し、

注(49) 前掲、375頁。

(50) 前掲、376頁。

(51) 前掲、379頁。

(52) 『帝国主義下の印度』（『全集』第3巻、459頁以下をみよ）。

(53) 前掲、『帝国主義下の台湾』、『全集』第2巻、381頁。

(54) 前掲、382頁。

台湾の経済的支配の中核たる製糖資本家に反対するという点では共同戦線を張り、全体として対内地資本闘争の場裡においては、台湾人地主、富裕商工階級もまた農民を支援し、昭和3年頃には無産階級運動と農民運動との結合がみられたという。⁽⁵⁵⁾

矢内原はもちろん、日本の台湾における帝国主義的支配が全面的に失敗であったというのではなかった。彼の言うところは、要するに、台湾民衆からの政治的権利を犠牲として、民生の安定が図られたというにすぎない。帰するところ、「帝国主義の発展は即ち帝国主義的矛盾の発展である」と⁽⁵⁶⁾いう。

<追記> この論稿は去る11月、龍谷大学において開催された経済学史学会において発表された報告に修正加筆したものである。席上、御丁寧なコメントを戴いた田村秀夫氏ならびに内田義彦、上野格の両氏の御質問から、多大の示唆をえられたこと、紙上をかりて感謝致す次第です。

—1981. 12. 6—

(経済学部教授)

注(55) 前掲, 384頁。

(56) 前掲, 388頁。